

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 防災街区整備事業組合の設立認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)………
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)………
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)………
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定の取消し……………
- ………(環境局環境改善部大気保全課)………

告示

●東京都告示第千三百九十五号
 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
 (平成九年法律第四十九号) 第三百三十六条第一項の規定に

基づき東中延一丁目11番地区防災街区整備事業組合の設立を認可したので、同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 事業組合の名称

東中延一丁目11番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和四年十月二十五日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区東中延一丁目地内

四 事務所の所在地

港区芝浦三丁目九番一号

五 設立認可の年月日

令和四年十月二十五日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

施行地区内の適当な場所に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。

八 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

令和四年十一月二十三日

九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和四年十一月二十三日

令和四年十一月二十三日

●東京都告示第千三百九十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき八重洲二丁目中地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

八重洲二丁目中地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年十月十九日から令和十二年一月三十一日まで

三 施行地区

中央区八重洲二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区八重洲二丁目七番二号

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和三年十月十九日

令和四年十月二十五日

●東京都告示第千三百九十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第六条第四項の規定により、平成二十五年東京都告示第千五百四十二号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の全部の指定を解除し、法第十一条

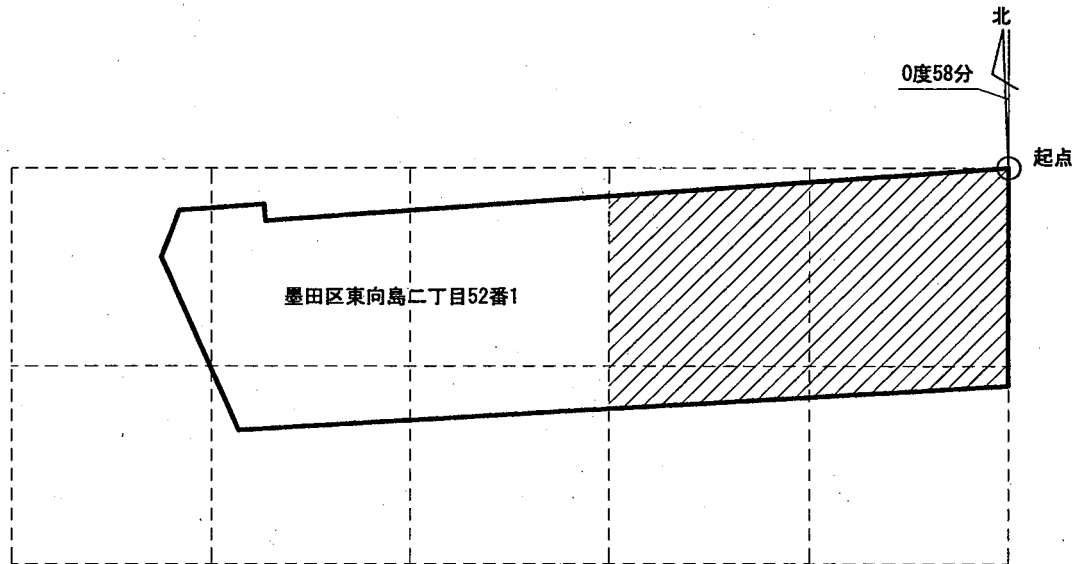
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、法第六条第五項及び法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する区域 別図のとおり(墨田区東向島二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定

別 図



<起点>

起点は、墨田区東向島二丁目 52 番 1 の最北端とする。

<格子の回転角度> 0 度 58 分

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10 m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- : 敷地境界
- - - - : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する区域)

別図

都道池袋谷原線区域変更略図
豊島区西池袋三丁目地内

●東京都告示第千三百九十八号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



延長 二・〇九メートル
面積 一・八八平方メートル



その関係図面は、令和四年十月二十五日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和四年十月二十五日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 池袋谷原
- 二 変更の区間 豊島区西池袋三丁目千三百三十二番二地
先から同所同番四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第百十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年十月二十五日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

下北沢病院 世田谷区北沢二丁目八番十六号

公告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

府中市矢崎町四丁目十二番十七、同番十八及び同番二十四 地の二十八
府中市是政三丁目四十三番
清瀬市中清戸三丁目四百五十 国分寺市東戸倉一丁目十六
川窪 隆次

四番四、同番八十八の一部及び同番九十二から同番九十七まで
番地四十一
株式会社富晴
代表取締役 富田 讓治

武蔵野市西久保一丁目三十九番五号
株式会社ハウジングニチエ
代表取締役 塚田 正和

多摩市大字東寺方字五号六百二十二番一、同番一地先、六百二十三番一、六百七十二番一、六百七十三番及び六百七十四番
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

稲城市大字大丸字三号二百五十八番一、同番六及び同番七
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

低NOx・低CO2小規模燃焼機器の認定の取消について

低NOx・低CO2小規模燃焼機器の認定を取り消したの
で、東京都低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号。以下「要綱」という。)第九条第二項において準用する同条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月二十五日
東京都知事 小 池 百合子

一 認定を取り消した機器等
(一) グレードAA
別記一のとおり

(二) 低NOx・超高効率燃焼機器
別記二のとおり

二 認定取消しの理由

要綱第八条第一項第三号に定める認定の決定を取り消すことができる場合に該当するため

三 認定の取消年月日

令和四年九月二十八日

別記一

グレードA A

認定番号

G A A二〇三〇〇二

G A A一八二〇〇三

認定機器の種類

冷温水発生機

同右

代表型式の名称

N H G | 0 1 0 0 A N 6 A ほか百八型式

N E G | 0 8 0 B N 5 A ほか五十三型式

申請者の氏名又は名称

川重冷熱工業株式会社

同右

別記二

低NOx・超高効率燃焼機器

認定番号

G X 一三三〇〇五

G X 一三三〇〇二

認定機器の種類

冷温水発生機

同右

代表型式の名称

Σ M D G | 0 7 0 F N 5 B ほか二十九型式

Σ T E G | 1 0 0 D P 5 C ほか百七型式

申請者の氏名又は名称

川重冷熱工業株式会社

同右

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

